

規約改定のお知らせ

2024年5月1日をもって、「ぷらら法人標準規約」「端末設備等の接続の技術的条件」を以下の通り改定いたします。
会員の皆さまには、ご一読のうえ、今後ご利用頂きますようお願い申し上げます。

「ぷらら法人標準規約」の改定内容

旧	新
<p>第9条 サービスの提供</p> <p>8. 当社は、回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備（以下「ユーザ端末設備」という。）に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、会員に、そのユーザ端末設備の接続が端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件（以下「技術基準等」という。）に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、会員は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。この検査を行う場合、ユーザ端末設備の設置の場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。この検査を行った結果、ユーザ端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、会員は、そのユーザ端末設備を回線から取り外していただきます。</p>	<p>第9条 サービスの提供</p> <p>8. 当社は、回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備（以下「ユーザ端末設備」という。）に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、会員に、そのユーザ端末設備の接続が端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び「データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件（https://www.docomo.ne.jp/binary/pdf/corporate/disclosure/fact_sheet/mobile_data.pdf）」（以下「技術基準等」という。）に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、会員は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。この検査を行う場合、ユーザ端末設備の設置の場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。この検査を行った結果、ユーザ端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、会員は、そのユーザ端末設備を回線から取り外していただきます。</p>
	<p>附則</p> <p>本規約は2024年05月01日より改定実施するものとします。</p>

「端末設備等の接続の技術的条件」の改定内容

旧	新
「端末設備等の接続の技術的条件」消滅	「データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件 (https://www.docomo.ne.jp/binary/pdf/corporate/disclosure/fact_sheet/mobile_data.pdf)」へ集約